

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、柞田川沿岸土地改良区連合から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成25年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	中塚 和夫	観音寺市木之郷町1108番地2	平成25年6月3日

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	磯野 啓利	観音寺市木之郷町1023番地2	平成25年7月4日